様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　◉市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	久留米市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2040keikaku/3170mynumber/index.html

執行機関名　久留米市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険利用者負担に係る社会福祉法人等による軽減措置に対する助成事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年久留米市条例第42号）「別表第1第2の項」 介護保険利用者負担に係る社会福祉法人等による軽減措置に対する助成事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第1条	久留米市介護保険利用者負担の社会福祉法人等による軽減措置に対する助成事業補助金交付要綱　第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条　この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条に定める要介護者又は要支援者のうち低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者（以下「対象者」という。）に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割からサービス利用における利用者負担を軽減した場合に、本来社会福祉法人等が受領すべき金額の一部に対し、久留米市が助成を行うことについて、社会福祉法人の助成手続に関する条例（昭和33年久留米市条例第37号）及び久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人の助成手続に関する条例（昭和33年久留米市条例第37号） 久留米市介護保険利用者負担の社会福祉法人等による軽減措置に対する助成事業補助金交付要綱